

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月5日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	新富町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/3894.htm">http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/3894.htm</a>

執行機関名 新富町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新富町乳幼児、児童生徒及び高校生等の医療費の助成に関する条例(平成12年新富町条例第26号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1の1の項 新富町乳幼児、児童生徒及び高校生等の医療費の助成に関する条例(平成12年新富町条例第26号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	新富町乳幼児、児童生徒及び高校生等の医療費の助成に関する条例(平成12年新富町条例第26号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、乳幼児及び児童生徒の医療費の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子どもの健全な成長と児童福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新富町乳幼児、児童生徒及び高校生等の医療費の助成に関する条例(平成12年新富町条例第26号) 新富町乳幼児、児童生徒及び高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成12年新富町規則第14号) 宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱